

会 議 錄

1 会議名

令和7年度第6回名立区地域協議会

2 議題（公開・非公開の別）

1 報告事項（公開）

（1）うみてらす名立の利用時間及び休館日の変更に関する諮問答申への通知について

2 濟問事項（公開）

（1）上越市過疎地域持続的発展計画（案）について

3 協議事項（公開）

（1）上越市過疎地域持続的発展計画の策定に関する諮問への答申について

4 その他事項

3 開催日時

令和7年11月27日（木）午後6時30分から午後7時10分まで

4 開催場所

名立区総合事務所 第2会議室

5 傍聴人の数

0名

6 非公開の理由

—

7 出席した者（傍聴人を除く）氏名（敬称略）

・委 員：池垣委員、石井委員、岡崎委員、高宮委員、中野委員、新田委員、二宮委員、畠委員、矢沢委員、吉沢委員、原田委員

・事 務 局：桐木所長、沢田次長、塚田グループ長、大島主任、地域政策課白倉副課長

8 発言の内容

【大島主任】

・会議の開会を宣言

- ・上越市地域自治区の設置に関する条例第8条第2項の規定により、委員の半数以上の出席を確認し、会議の成立を報告する。
- ・原田会長に挨拶と議長を依頼する。

【原田会長】

- ・挨拶
- ・桐木所長に挨拶を求める。

【桐木所長】

- ・挨拶

【原田会長】

- ・事務局に資料の確認と会議録確認者の発表を求める。

【大島主任】

- ・配付した資料の確認。
- ・会議録確認者：矢沢委員、吉沢委員

【原田会長】

- ・次第2、報告事項（1）うみてらす名立の利用時間及び休館日の変更に関する諮問答申への通知について、大島主任へ説明を求める。

【大島主任】

- ・資料1により説明。
～意見なし～

【原田会長】

- ・次第3、諮問事項（1）上越市過疎地域持続的発展計画（案）とあわせて、次第4、協議事項（1）上越市過疎地域持続的発展計画の策定に関する諮問への答申について、地域政策課白倉副課長に説明を求める。

【白倉副課長】

- ・資料2により説明。

【石井委員】

- ・移住、定住の促進において移住者に対する住宅の提供という記載があるが、他市では、市が空き家を賃貸住宅として活用しているところもある。

- ・上越市内でも空き家はとても多いが、持ち主がどこにいるかわからない。市として空き家をまとめて管理し、移住者に貸し出すような方策を計画に盛り込んでいく必要はないのか。

【白倉副課長】

- ・この計画は、個別の事業まで記載しない。
- ・担当課へはそのような意見があつたこと、また今後の事業検討の参考とするよう申し伝える。

【石井委員】

- ・将来的な計画に対し、その項目が入っていないければ過疎債が使えない前回の会議で聞いている。
- ・空き家問題は相当な額がないとできないと思うので、項目として起こしておかないといけないのではないか。

【白倉副課長】

- ・18ページには大まかな区分を記載しており、現状はご意見いただいたような制度や仕組みがないのでここには記載されていない。
- ・来年度以降、上越市第7次総合計画の改定を行う予定である。事業化の動きがあれば、総合計画策定後に本計画も変更の手続きを行う。必要があれば、しかるべきタイミングで計画に盛り込んでいきたい。

【石井委員】

- ・農村、集落の整備について、集落ごとの対策は記載されているが、集落の統合も記載したほうがよいのではないか。
- ・名立区内では東飛山と上瀬戸、下瀬戸町内会が一緒になり不動町内会となつたほか、折平と平谷町内会も一つになり折平町内会となつた。そういう地区はコミュニケーションがよくできているから一つになることができた。
- ・現状では、運営が成り立たない集落も出始めている。例えば3世帯、4世帯の集落を統合するという考えがあつてもよいのではないか。
- ・それを実現するには、誰かがリーダーとなって立たなければならないし、集落によって経費の計算の仕方も異なつてくるので、それらを統一しなければ統合することはできないと思う。

- ・今後は人がいない、運営ができないという集落ばかりになってくるので、集落の統合に関する項目は記載するべきではないか。

【白倉副課長】

- ・現状、市内 820 を超える町内会がある中で、10 世帯未満の町内会が 100 以上ある。
- ・名立区では細谷集落づくり推進員が活動しているが、推進員が集落を巡回する中で、集落の統合より集落じまいをどうするかという相談も実際にあると聞く。
- ・行政から集落の合併を勧めるのは難しい。主体となるのは、地域に愛着を持ったその地域にお住まいの方々である。
- ・参考までに、安塚区は平成 17 年の上越市との合併時に、30 近くあった集落を 10 程度の町内会に統合した。だが、隣接している集落でも地域性が異なるなど、現在は平成 17 年時点の 28 町内会に戻っている。
- ・そういったこともあり、統合すれば良いというものではないと考えるが、中山間地・過疎地域の集落を維持するという意味では、統合し地域の担い手を確保するというのは一つの選択肢として大事である。担当課として、今後の方策等を考えていこう。

【原田会長】

- ・他に意見はあるか。

～意見なし～

- ・この計画を基本として様々な具体的な施策が行われていくが、区内でも、本当に過疎に困っている地区もあれば、そうでない地域もある。政策を実施される際は、きめ細やかな対応をお願いしたい。
- ・本日付けて異議なしとして答申を行い、回答書は後日いただくものとする。

(白倉副課長退出)

【原田会長】

- ・今ほど安塚区の町内会の話があった。新井町でも 5 つの町内が一つになり、70 世帯を超える町内となったが、今でも意見の合わないところが出たりしている。
- ・同じようなことが各集落であると思う。集落の統合は、そういったことを踏まえて進めていかないと難しい。

- ・ 5世帯、6世帯の町内会の町内会長は大変である。役や集落の作業など、何をするにしても人手が足りず大変なので、カバーできるような仕組みができるとよい。

【原田会長】

- ・ 5 その他事項について、大島主任に説明を求める。

【大島主任】

- ・ 配布した資料に基づき、新年祝賀会の案内を行う。
- ・ 「名立の魅力発信」にかかる検討会の2回目を、12月15日の週に開催することで調整している。内容は地域協議会でも報告する。

【二宮副会長】

- ・ 新年祝賀会について、実施時間の確認と、名立区総合事務所からのバス移動の所要時間、および駐車場の有無の確認を行う。

【原田会長】

- ・ 「名立の魅力発信」にかかる検討会は、網羅する範囲が非常に広いため、一気に進められない。参加した皆さんのお話を伺いながら、進めていきたいと思う。
- ・ 地域協議会では、魅力発信に関する話題以外で質問・答申する事案が続いているが、委員の中で何か意見があれば協議していかなければならない。本日意見のあった集落に関することや、突発的でも個別に話があれば協議の場を設けるので、事務局または私までお伝えいただきたい。

【沢田次長】

- ・ 公式な場以外にもフランクに話をする機会を作ることも可能なので、要望を上げていただきたい。

【石井委員】

- ・ お願いとなるが、小田島集落に不在地主が多数いる。連絡が取れないのはやむを得ないが、誰に相談してよいかわからないような、土地所有者がいないという土地もある。
- ・ わが家が寺であることもあり、地域のことなら何でも知っているだらうと電力会社が土地所有者について聞きにくるが、対応のしようがない。

【沢田次長】

- ・ 連絡が取れないというのは、単にこの地にいないということではなく、親戚や家族

が途切れているということか。

【石井委員】

- ・土地だけ残って、もう誰もいない。

【沢田次長】

- ・遺産相続がイメージしやすいが、とにかくたぐれるところまでたぐっていくと思うが、たぐれないということか。

【石井委員】

- ・たぐれない。例えば親子でも縁を切ったから知らない、関係ないという風になってしまっている。
- ・そこで相続手続きをきちんと取っていればよいが、取られていない。そういう事案が多く対応に困っている。

【沢田次長】

- ・法改正があり、相続登記が義務化された。そのことで名立区総合事務所でも、土地所有者に依頼された司法書士などがきちんと相続手続きに来ることが多くなった。法律改正により良かった点ではあるが、それ以上に困っているということか。

【石井委員】

- ・高压線下の伸びてきた樹木の伐採は特に悩んでいる。土地所有者本人の承諾が得られないと切ることができない。その所有者がどこにいるかもわからず連絡が取れない。

【沢田次長】

- ・電力会社は、例えば土地所有者が80歳以上になったら次の所有者候補を聞くということはしないのか。

【石井委員】

- ・毎年担当が変わるのでそういったことはされない。

【沢田次長】

- ・集落じまいや集落統合の話の延長として、大きな課題だと捉える必要がある。
- ・土地の登記がされていないというのは原因の一つであるし、所有者がその地にいないことや親戚が追えないというのも原因である。
- ・そうなると地滑り工事を行うこともできないし、土地を買収して公園造成を計画し

ても引っかかってしまう。

- ・この地を出でいかれるときに整理しないといけないが、固定資産税の問題もあるし悩ましいところではある。

【桐木所長】

- ・困っている現状として、電力会社が電線を切る際や倒木撤去の際に誰の許可を得ればよいかということだが、それは町内で行ってほしいというのが市のスタンスである。
- ・伐採したとして、何かトラブルになるのだろうかというのは疑問に感じている。
- ・所有者不明の土地の木の伐採を誰が判断するかというのは行政では判断しかねるが、除雪対策の部署での経験から言えば、集落の了解があれば切ってもよいのではないかとも思う。
- ・公共事業や用地買収となれば話は別だが、そこに住む皆さんの生活が困るのが明らかであれば、そういった判断もありだと思う。
- ・地権者や土地所有者がいなければ伐採できないというのはおかしな話で、冬季に電線が切れた場合どうするのかと考えれば、先に伐採してもよいのではないかと個人的に思う。

【沢田次長】

- ・事前に集落で申し合わせを行っておくのもありかもしれない。集落は共同で運営しているのだから、そこは地権者に融通をきかせてもらわなければならない。

【石井委員】

- ・細い杉一、二本ならなんとでも切れる。高压線下の杉の木を切るとなったら半端な数ではない。

【桐木所長】

- ・除雪対策において電力会社と協議する中で、冬季下で被害が生じる場合は率先して伐採するという取り決めもあった。

【石井委員】

- ・特に困っているのは、ろばた館の裏。7万5千ボルトの鉄塔、高压線の真下にある杉の木を伐採したいが、土地所有者が追えなかった。降雪時期になると、必ず電力会社が聞きに来る。

【矢沢委員】

- ・個人に言っても駄目だから、町内会でなんとかしてほしいという話になる。町内会でも埒が明かなければ、何かあると困るので町内会長や三役判断で責任をとるから伐採してくれというのが現状である。町内会から土地所有者に対し、倒木があれば伐採することは了承してくださいと。

【沢田次長】

- ・町内会長会議でも、冬季に倒木があればその先は除雪しないと話しているので、町内会でなんとかしてもらわなければならない。

【矢沢委員】

- ・切るしかないと思う。町内会も生活がかかっているので、現在も臨機応変に対応しているが、今後も継続していければと思う。

【原田会長】

- ・次回の開催はいつ頃を予定しているか。

【沢田次長】

- ・「名立の魅力発信」にかかる検討会の開催後となる見込みなので、年明けを予定している。

【二宮副会長】

- ・会議の閉会を宣言

9 問合せ先

名立区総合事務所 総務・地域振興グループ

TEL 025-537-2121 (内線 5504) E-mail: nadachi-soumu.g@city.joetsu.lg.jp

10 その他

別添の会議資料も併せてご覧ください。